

事 務 連 絡
令和7年3月28日

各都道府県水道行政担当課長 殿
各国土交通大臣認可水道事業者 殿
各国土交通大臣認可水道用水供給事業者 殿
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
市町村下水道担当部長 殿
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿
(各地方整備局等経由)

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
水 道 事 業 課 課 長 補 佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について」（令和7年3月27日付事務連絡）が発出されておりますので、参考送付いたします。

都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和7年3月27日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市入札契約担当部局長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

令和6年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、令和7年度から適用される国土交通省直轄工事における週休2日の取得に要する費用の計上等について、別添のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

各発注者におかれては、週休2日の確保等の必要性に鑑み、各団体における実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること等、適切な対応に努めていただくようお願いします。

なお、週休2日工事等を実施していない市区町村が依然として多いことから、週休2日工事等を実施していない市区町村においては速やかに週休2日工事等の実施を行うとともに、各都道府県におかれては、管内市区町村の取組改善に向けた働きかけの強化に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

<別添>

○国土交通省直轄土木工事

別添１：工事における週休２日の取得に要する費用の計上について(試行)

別添２：「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について(試行)」
の運用について

別添３：週休２日交替制適用工事の試行について

別添４：「週休２日交替制適用工事の試行について」の運用について

別添５：市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上について(試
行)

別添６：土木工事標準単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上につ
いて(試行)

○国土交通省直轄機械設備工事

別添７：機械設備工事における週休２日の取得に要する費用の計上について
(試行)

別添８：「機械設備工事における週休２日の取得に要する費用の計上について
(試行)」の運用について

○国土交通省直轄営繕工事

別添９：「営繕工事における週休２日促進工事の実施について（改定）」

別添10：「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用
について（改定）」

国会公契第 43 号
国官技第 476 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 30 号、国官技第 374 号）により、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 7 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ①完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- ④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

4. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休 2 日（土日）適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3

【月単位の週休 2 日適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 1. 0 2

(2) 補正方法

①完全週休 2 日（土日）Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日（土日）が未達成のもの又は完全週休 2 日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日（土日）が未達成のもの又は完全週休 2 日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日の取組を希望しないものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 30 号、国官技第 374 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第 45 号
国技建管第 4 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 32 号、国技建管第 7 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成 28 年度から週休 2 日工事を実施し、週休 2 日工事の取組件数を順次拡大してきた。週休 2 日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組むこととしている。令和 7 年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援するため、完全週休 2 日（土日）の補正係数を新設するものである。

2. 対象工事等

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型とは月単位の週休 2 日が前提となり、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型とは通期の週休 2 日が前提となる。

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）で通知した補正係数を、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 6 号）によるものとし、土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 7 号）によるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注

者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。

（2）補正方法

①完全週休2日（土日）Ⅰ型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）の取組の協議が整わなかったものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休2日（土日）Ⅱ型

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各

経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成のものは、現場閉所の達成状況に応じて、月単位の週休 2 日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取組を希望しないもの（完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。

4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休 2 日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②当初発注時点において、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③工事契約後、3（1）①に記載のとおり、完全週休 2 日（土日）の取組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休 2 日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和 2 年 3 月 13 日付け国技建管第 23 号。令和 7 年 3 月 12 日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月 1 回程度を目安とし、週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休 2 日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国会公契第 44 号
国官技第 477 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局
総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

週休 2 日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 31 号、国官技第 375 号）により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制適用工事」を行っているところであるが、週休 2 日交替制適用工事の取組状況等を踏まえ、令和 7 年度以降に発注する週休 2 日交替制適用工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日交替制

- ①完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日確保する取組をいう。
- ②月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- ③通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（1）完全週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）

（2）完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

4. 積算方法等

（1）補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

（2）補正方法

①完全週休2日交替制Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2

日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休 2 日交替制Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日交替制を希望しないものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う「週休 2 日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 31 号、国官技第 375 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第 46 号
国技建管第 5 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「週休 2 日交替制適用工事の試行について」の運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う「週休 2 日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「「週休 2 日交替制適用工事の試行について」の運用について」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 33 号、国技建管第 8 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

別 紙

週休 2 日交替制適用工事の試行に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

（1）対象工事

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち、以下に該当する工事については週休 2 日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

（2）発注方式

（1）のうち、支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日交替制Ⅰ型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、完全週休 2 日交替制Ⅱ型で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、完全週休 2 日交替制Ⅱ型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日交替制Ⅰ型とは月単位の週休 2 日交替制が前提となり、完全週休 2 日交替制Ⅱ型とは通期の週休 2 日交替制が前提となる。

3. 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」）に応じて、「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）で通知した補正係数を、労務費及び現場管理費率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。

なお、市場単価方式における週休 2 日の補正については、「市場単価方式による週

休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 6 号）によるものとし、土木工事標準単価における週休 2 日の補正については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国技建管第 7 号）によるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

（1）技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

①完全週休 2 日交替制

対象期間内の全ての週で休日率が 28.5%（2 日/7 日）以上の場合。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

②月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月で休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合。

③通期の週休 2 日交替制

対象期間内の休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合。

（2）補正方法

①完全週休 2 日交替制 I 型

当初予定価格から完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休 2 日交替制が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制の取組の協議が整わなかったものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休 2 日交替制Ⅱ型

当初予定価格から完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制が未達成のものは、休日率の達成状況に応じて、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更、もしくは月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休 2 日交替制又は月単位の週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制又は月単位の週休 2 日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更、もしくは月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休 2 日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③やむを得ず交替制による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

週休 2 日交替制適用工事のうち、現場閉所困難工事の工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和 2 年 3 月 13 日付け国技建管第 23 号。令和 7 年 3 月 12 日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国 技 建 管 第 6 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）及び「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）が通知されたことから、市場単価方式による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

- (1) 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。
ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

国 技 建 管 第 7 号
令和 7 年 3 月 12 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号）及び「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 44 号、国官技第 477 号）が通知されたことから、土木工事標準単価による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

土木工事標準単価を活用した週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

- (1) 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- (2) 「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

国会公契第 48 号
国官参イ第 168 号
令和 7 年 3 月 14 日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
参官 (イノベーション)
(公印省略)

機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)

建設業の働き方改革を推進する観点から、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)」(令和 6 年 3 月 18 日付け国会公契第 35 号、国官参イ第 191 号)により、機械設備工事における週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 7 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日

- ①完全週休 2 日 (土日) とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2. 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。
- ④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 完全週休2日(土日)Ⅰ型

受注者が、完全週休2日(土日)の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位の週休2日は必須)

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)

4. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日(土日)適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3

【月単位の週休2日適用工事】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 1

(2) 補正方法

①完全週休2日（土日）Ⅰ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休2日（土日）Ⅱ型

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のもの又は完全週休2日（土日）の取組を希望しないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日の取組を希望しないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月18日付け国会公契第35号、国官参イ第191号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第 49 号
国技施第 7 号
令和 7 年 3 月 14 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

施工企画室長

(公印省略)

「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

機械設備工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 14 日付け国会公契第 48 号、国官参イ第 168 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」（令和 6 年 3 月 18 日付け国会公契第 36 号、国技施第 27 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成 28 年度から週休 2 日工事を実施し、週休 2 日工事の取組件数を順次拡大してきた。週休 2 日が定着してきたことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組むこととしている。令和 7 年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援するため、完全週休 2 日（土日）の補正係数を新設するものである。

2. 対象工事等

機械設備工事のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が 4 億 9 千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することができる。

これ以外の機械設備工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については完全週休 2 日（土日）Ⅱ型で発注することを原則とする。

なお、完全週休 2 日（土日）Ⅰ型とは月単位の週休 2 日が前提となり、完全週休 2 日（土日）Ⅱ型とは通期の週休 2 日が前提となる。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 7 年 3 月 14 日付け国会公契第 48 号、国官参イ第 168 号）で通知した補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率（以下「各経費」という。）に乗じるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1 週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%(8 日/28 日)以上の場合。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の場合

(2) 補正方法

①完全週休 2 日 (土日) I 型

当初予定価格から完全週休 2 日 (土日) を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日 (土日) が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休 2 日 (土日) の取組を希望しないもの (完全週休 2 日 (土日) に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。) は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

受注者が完全週休 2 日 (土日) の取組を希望しないもの (完全週休 2 日 (土日) の取組の協議が整わなかったものを含む) については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第 1 における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日 (土日) に関する点数を減ずる措置は行わない。

②完全週休 2 日 (土日) II 型

当初予定価格から完全週休 2 日 (土日) を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日 (土日) が未達成のものは、現場閉所の達成状況に応じて、月単位の週休 2 日の補正係数に変更、もしくは月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

工事着手前に受注者が完全週休 2 日 (土日) 又は月単位の週休 2 日の取組を希望しないもの (完全週休 2 日 (土日) 又は月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。) は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休 2 日の補正係数に変更、も

しくは月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

4. 対象工事である旨等の明示

- ①週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ②当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③工事契約後、3（1）①に記載のとおり、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和7年3月12日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- （1）工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- （2）設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- （3）条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）

について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月 1 回程度を目安とし、週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休 2 日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国会公契第50号
国営管第617号
国営計第170号
国営建技第6号
令和7年3月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
(公 印 省 略)

営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和6年3月22日付け国会公契第37号、国営管第589号、国営計第171号、国営建技第13号）により、営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施しているところであるが、これまでの取組状況を踏まえて、実施要領を別添のとおり改定し、令和7年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、本取組に関し、各地方ブロックの営繕主管課長会議や発注者協議会等を通じて地方公共団体等へ適宜必要な情報提供等を行い、周知されたい。

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1. 目的

本実施要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

本実施要領は営繕工事に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

5. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

6. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1. 0 2
	現場管理費	1. 0 1
②月単位の週休2日適用工事	労務費	1. 0 2

(2) 積算及び変更方法

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。

②完全週休2日（土日）Ⅱ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（電磁的記録を含む。）（以下「現場説明書等」という。）への記載により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合 : 入札公告、入札説明書及び現場説明書
- ② 工事希望型競争入札の場合 : 送付資料及び現場説明書
- ③ ②以外の指名競争入札の場合 : 指名通知書及び現場説明書
- ④ 随意契約 : 現場説明書

(2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

8. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設

備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（４）工事成績評定

地方整備局営繕工事成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休２日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

提出された工程表が月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休２日又は通期の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「官庁営繕部請負工事成績評定要領」（平成13年３月30日付け、国営計第87号、国営技第33号）、「請負工事成績評定要領」（平成13年３月30日付け、国営技第92号）等に基づく成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休２日（土日）Ⅰ型においては、完全週休２日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。また、完全週休２日（土日）Ⅱ型においては、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

（５）元請下請の取引の適正化

週休２日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

９．その他

週休２日促進工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休２日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、完全週休２日（土日）Ⅰ型で受注者が完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合、及び完全週休２日（土日）Ⅱ型で受注者が完全週休２日（土日）の取組又は月単位の週休２日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

また、本要領によりがたい工事の場合は、大臣官房官庁営繕部と協議の上、別途個別に運用を定めることができる。

附則

本実施要領は、令和７年４月１日以降に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

(別記) 現場説明書等における記載例

【完全週休2日（土日）I型の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上以上の現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ②対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合（2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅰ型（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
 2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ②対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合（2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ②対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①又は2(1)①②両方の取組を希望しない場合（2(1)①又は2(1)①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ②対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①又は2(1)①②両方の取組を希望しない場合（2(1)①又は2(1)①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

国 営 積 第 7 号
令和 7 年 3 月 2 5 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における週休 2 日促進工事の
実施に係る積算方法等の運用について (改定)

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 7 年 3 月 25 日付け国会公契第 50 号、国営管第 617 号、国営計第 170 号、国営建技第 6 号。以下「課長通達」という。)により営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領が改定されたところであるが、同要領による営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について下記のとおり改定したので適切に対応されたい。なお、令和 7 年 3 月 31 日以前に入札手続等を行った工事については、従前の例による。

記

1. 工事費の積算方法

週休 2 日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に課長通達の補正係数を

乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22